

## 岡山市米販売農家次期作継続応援金事業実施要綱

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による米需要の減少等に伴う米価の下落を考慮し、今後の継続的かつ安定的な農業経営を支援するため、市内の米販売農家（以下、「農業者等」という。）に対し、応援金を交付するため実施する、岡山市米販売農家次期作継続応援金事業について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 米販売農家 令和3年6月30日における同年の米（主食用のものに限る。以下同じ。）の作付実施面積（米の作付けを実施する面積をいう。以下同じ。）が30アール以上である農業者（法人を含む。）をいう。
- (2) 営農計画書 令和3年の農地の利用に係る経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅲ1（1）に規定する水稻生産実施計画書兼営農計画書であって、同要綱Ⅲ2（1）の規定により岡山市地域農業再生協議会に提出するものをいう。
- (3) 耕作面積証明書 農業委員会が農地台帳に基づき交付する耕作面積に係る証明書をいう。
- (4) 応援金 前条の目的を達するために、岡山市米販売農家次期作継続応援金として岡山市農業協同組合及び晴れの国岡山農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）によって交付される補助金をいう。
- (5) 交付対象事業者 別記に掲げる者をいう。

(応援金の交付)

第3条 農業協同組合は、交付対象事業者に対し、この要綱に定めるところにより、応援金を交付する。

2 応援金の交付は1交付対象事業者につき1回限りとする。

(交付額)

第4条 前条の規定により交付対象事業者に対して交付する応援金の金額は、次の各号に掲げる米販売農家の区分に応じ、当該各号の規定により算出して得た額とし、20万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 令和3年6月30日までに営農計画書を提出した者（当該営農計画書における米の作付面積の記載に誤りがあった者を除く。） 営農計画書に記載した水稻作付面積と主食用米の作付実施面積とを比較し、その小さい方の面積に1アール当たり1,0

00円を乗じて得た額

- (2) 前号に規定する者以外の者 耕作面積証明書の記載による田の面積に0.958を乗じて得た面積と主食用米の作付実施面積とを比較し、その小さい方の面積に1アール当たり1,000円を乗じて得た額

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 応援金に係る申請受付開始日は、令和4年4月1日とする。

2 申請期限は、令和4年5月31日までとする。ただし、応援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が郵送で申請をした場合は、申請期限までの日付の消印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

3 申請期限は必要に応じて関係者と協議の上、延長することができる。

(申請及び交付の方式)

第6条 第4条第1号に該当する者は様式第1号、第4条第2号に該当する者は様式第2号（以下「申請書」という。）のほか次に掲げる書類を添えて申請を行う。

- (1) 出荷明細書その他の米を生産していることを証する書類
- (2) 耕作面積証明書（第4条第2号に該当する者に限る。）（発行日から3月以内のものに限る。）
- (3) 運転免許証の写しその他の本人であることを証する書類（個人である場合に限る。）
- (4) 継承確認書類（令和3年7月1日以降に同一の世帯員から継承した者に限る。）
- (5) 履歴事項全部証明書（法人である場合に限る。）（発行日から3月以内のものに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 応援金の交付は、農業協同組合が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行う。

(交付の決定等)

第7条 農業協同組合は、第6条第1項の規定により申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、交付又は不交付を決定し、岡山市米販売農家次期作継続応援金交付決定通知（様式第3号ア）又は岡山市米販売農家次期作継続応援金不交付決定通知（様式第3号イ）により通知を行い、交付を決定した当該交付対象事業者に対し応援金を交付する。

2 岡山市は、農業協同組合が前項の決定を行うにあたり必要がある場合には、申請者の住民基本台帳に関する調査を行う。

(交付決定の取消し)

第8条 農業協同組合は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、応援金の交付決定を取消することができる。

- (1) 第2条に定める交付対象事業者の要件に該当しなくなった場合
- (2) 偽りその他不正な手段により応援金の交付を受けたとき

2 前項の規定は、交付すべき応援金の額の確定があった後についても適用する。

(応援金の交付等に関する周知)

第9条 農業協同組合は、応援金事業の実施に当たり、交付対象事業者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による農業者等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 農業協同組合は、前条規定による周知を行ったにもかかわらず、交付対象事業者から第5条第2項の申請期限までに第6条第1項の申請が行われなかった場合、当該交付対象事業者が応援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書に不備等があり、農業協同組合が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われなかったことその他交付対象事業者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(応援金の返還)

第11条 農業協同組合は、交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に応援金が交付されているときは、岡山市米販売農家次期作継続応援金返還決定通知(様式第4号)により期限を定めて、交付対象事業者に応援金の返還を求めることができる。

2 交付対象事業者が応援金を不正に受給したと判断された場合、交付金の金額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 応援金の交付を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、応援金事業の実施のために必要な事項は、農業協同組合が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 別記(第2条関係)

#### 交付対象事業者

以下の要件をすべて満たすもの

1 令和3年6月30日において市内に住所又は主たる事業所を有する米販売農家で、営農計画書を提出した者又は営農計画書を提出していない者については耕作面積証明書の世帯主である者であって、今後も農業経営を継続する意思を有するものであること。

2 次の(1)から(4)に掲げる「応援金の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者であること。

- (1)個人または法人（以下、「法人等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2)役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1号)

岡山市米販売農家次期作継続応援金交付申請書

岡山市農業協同組合 様

令和 4 年 月 日

晴れの国岡山農業協同組合瀬戸支店 様

〒

(※管轄の農協を選んで○で囲んでください。)

申請者 住所

氏名(代表者名)  
署名又は記名押印

法人名※1

日中連絡可能な

電話番号

※1 法人の方は、法人名及び代表者名を記入してください。

私は、事業を継続するため岡山市米販売農家次期作継続応援金の交付について申請します。また、誓約・同意事項に同意します。

記

1. 交付申請 令和3年6月末日時点の内容を記載してください。

対象者名 ※営農計画書の提出者	
令和3年度営農計画書の水稲作付面積の合計(A) ※2	㎡
令和3年産主食用米の実際の作付面積の合計(B) ※3	㎡
(A)、(B)うち、いずれか小さい方の面積(C)	㎡
(C) × 10円 = (D) ※4 (千円未満切り捨て)	円
交付申請額 (E) (D)と交付上限額20万円のうち、いずれか低い方の金額	円

※2 営農計画書に記載した水稲作付面積(合計)を記入して下さい。

※3 令和3年において、実際に主食用米を作付けした面積を記載してください。(A)の計画面積どおりに作付けした場合は、(A)と同じ面積を記載してください。

※4 補助単価は、10,000円/10アール(10円/1㎡)

受付番号

--	--	--	--	--	--	--	--

事務局記入欄

審査	入力	支払
----	----	----

2. 振込口座 交付決定された場合、下記の口座に振込みます。なお、現金交付は行いません。

金融機関名	農協・銀行 組合・金庫	支店・支所名	店 所	口座種別 を選択	<input type="checkbox"/> 普通										
口座名義 (申請者名義)	フリガナ														

※必ずフリガナをつけてください

3. 提出書類 裏面チェックシートを確認の上、必要な書類を必ず提出してください。

- (1) 岡山市米販売農家次期作継続応援金交付申請書、
- (2) 令和3年度産主食用米を作付けしたことが分かる書類の写し(購入伝票、出荷明細書等)、
- (3) 振込先口座通帳の写し、(4) 本人確認書類の写し(個人のみ)、(5) 履歴事項全部証明書の写し(法人のみ)

【誓約・同意事項】

・私は、本申請に当たり、岡山市米販売農家次期作継続応援金事業実施要綱の規定を遵守し、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。また、申請結果のいかににかかわらず、提出書類の返還は求めません。

・本申請の対象者要件審査のため、岡山市が私の住民記録状況を調査し、住民記録担当課が回答することに同意します。

・申請書の不備等の事由により審査が完了せず、令和4年6月15日までに追加書類の提出がない場合、又は連絡・確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。

・本応援金受給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には当該応援金を返還及び延滞金等を支払うことに同意します。

・私は、反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力と関係を持つ意思がないことを誓約します。

・申請書及び添付書類に記載された情報を、公的機関(岡山市・警察署)の求めに応じて提供することに同意します。

(様式第2号)

岡山市米販売農家次期作継続応援金交付申請書

岡山市農業協同組合 様

令和 4 年 月 日

晴れの国岡山農業協同組合瀬戸支店 様

〒

(※管轄の農協を選んで○で囲んでください。)

申請者 住所

氏名(代表者名)

署名又は記名押印

法人名※1

日中連絡可能な

電話番号

※1 法人の方は、法人名及び代表者名を記入してください。

私は、事業を継続するため岡山市米販売農家次期作継続応援金の交付について申請します。また、誓約・同意事項に同意します。

記

1. 交付申請

耕作面積証明書の地目「田」の合計(A)		m <sup>2</sup>
(A)のうち、畦畔(4.2%)を除いた面積(B)(小数点以下切り捨て)	(A)×0.958=(B)	m <sup>2</sup>
令和3年産主食用米の実際の作付面積の合計(C)※1		m <sup>2</sup>
(B)、(C)うち、いずれか小さい方の面積(D)		m <sup>2</sup>
(D)×10円=(E)※2(千円未満切り捨て)		円
交付申請額(F) (E)と交付上限額20万円のうち、いずれか低い方の金額		円

※1 令和3年6月末日において、実際に主食用米を作付けた面積を記載してください。(B)と同じ面積を作付けた場合は、(B)と同じ面積を記載してください。

※2 補助単価は、10,000円/10アール(10円/1m<sup>2</sup>)

受付番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事務局記入欄

審査	入力	支払
----	----	----

2. 振込口座 交付決定された場合、下記の口座に振込みます。なお、現金交付は行いません。

金融機関名	農協・銀行 組合・金庫	支店・支所名	店 所	口座種別 を選択	<input type="checkbox"/> 普通										
口座名義 (申請者名義)	フリガナ														

※必ずフリガナをつけてください

3. 提出書類 裏面チェックシートを確認の上、必要な書類を必ず提出してください。

- 岡山市米販売農家次期作継続応援金交付申請書、(2)耕作面積証明書、
- 令和3年度産主食用米を作付けたことが分かる書類の写し(購入伝票、出荷明細書等)、
- 振込先口座通帳の写し、(5)本人確認書類の写し(個人のみ)、(6)履歴事項全部証明書の写し(法人のみ)

【誓約・同意事項】

- 私は、本申請に当たり、岡山市米販売農家次期作継続応援金事業実施要綱の規定を遵守し、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。また、申請結果のいかににかかわらず、提出書類の返還は求めません。
- 本申請の対象者要件審査のため、岡山市が私の住民記録状況を調査し、住民記録担当課が回答することに同意します。
- 申請書の不備等の事由により審査が完了せず、令和4年6月15日までに追加書類の提出がない場合、又は連絡・確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- 本応援金受給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には当該応援金を返還及び延滞金等を支払うことに同意します。
- 私は、反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力と関係を持つ意思がないことを誓約します。
- 申請書及び添付書類に記載された情報を、公的機関(岡山市・警察署)の求めに応じて提供することに同意します。

(様式第 3 号ア)

年 月 日

岡山市米販売農家次期作継続応援金交付決定通知

先日、申請されました標記の応援金について、審査の結果、下記のとおり交付決定しましたので、通知します。

記

岡山市米販売農家次期作継続応援金交付決定額

円

以上

(様式第3号イ)

年 月 日

岡山市米販売農家次期作継続応援金不交付決定通知

先日、申請されました標記の応援金について、審査の結果、下記のとおり不交付決定しましたので、通知します。

記

不交付決定の理由

以上

(様式第4号)

年 月 日

岡山市米販売農家次期作継続応援金返還決定通知

標記のことについて、以下のとおり決定したので通知します。

記

1. 返還金額 円

2. 返還事由

以上